

○総社市住宅改修指導専門員派遣要綱

平成17年3月22日

告示第23号

改正 平成18年3月28日告示第7号

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の高齢者及び重度の身体障がい者向けに住宅改修を希望する者に対して、住宅改修指導の専門員(以下「専門員」という。)を派遣し、住宅改修に関する相談助言を行うとともに、介護保険制度(住宅改修費)及び総社市高齢者及び重度身体障害者住宅改造助成事業の利用に関する指導を行い、在宅福祉の増進に資することを目的とする。

(利用対象)

第2条 本市に住所を有し、かつ、居住する者で次の各号のいずれかに該当する在宅者(以下「対象者」という。)のいる世帯が、当該対象者の年齢、身体状況、家族構成、家屋の状況等から対象者向けに居室等の改修を希望する場合には、専門員の派遣(以下「サービス」という。)を利用することができる。

- (1) 老衰、心身の障がい、傷病等の理由により臥床しているなど、日常生活を営むのに支障がある高齢者(65歳未満であっても介護保険の認定対象者に該当する者を含む。)
- (2) 重度の身体上の障がい等のため日常生活を営むのに支障がある身体障がい者

(サービスの内容)

第3条 専門員の行うサービス内容は、住宅の改良に関する次に掲げるものとする。

- (1) 対象者の居宅を訪問し、家屋の構造、対象者の身体状況及び保健福祉サービスの活用状況等を踏まえて相談に応じ、助言を行うこと。
- (2) 施工者の紹介及び改修内容について施工者との連絡調整を行うこと。
- (3) 改修後の評価及び利用に関する指導を行うこと。
- (4) 住宅の改修に対する助成制度等の活用の指導を行うこと。
- (5) 関係機関との連絡調整を行うこと。

(守秘義務)

第4条 専門員は、事業実施上知り得た事項を、関係者以外の者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(派遣申請)

第5条 専門員の派遣を受けようとする者(原則として、当該世帯の生計中心者とする。)は、住宅改修専門員派遣申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

(派遣決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその必要性を審査し、派遣の可否を決定して、派遣する場合は住宅改修専門員派遣決定通知書(様式第2号)により、却下する場合は住宅改修専門員派遣却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(派遣の中止)

第7条 市長は、前条により派遣を決定した後において、次の各号のいずれかに該当するときは、サービスを中止することができるものとする。

- (1) 施設入所等の理由により申請者の世帯に対象者がいなくなったとき。
- (2) 申請者から派遣辞退の申出があったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により派遣決定を受けたことが判明したとき。

(費用負担)

第8条 サービスの利用料は、無料とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成18年3月28日告示第7号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

住宅改修専門員派遣申請書

年 月 日

総社市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号



住宅改修指導事業を利用したいので、住宅改修専門員の派遣を申請します。

対 象 者	住 所		性 別	男 ・ 女	
	氏 名		電話番号		
	生年月日	年 月 日 (歳)			
	身体状況				
世 帯 の 状 況	氏 名	生年月日	続柄	職 業	備 考
住宅改修を必要とする理由					

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

総社市長

住宅改修専門員派遣決定通知書

年 月 日付けで申請のあった住宅改修専門員の派遣について、派遣を決定しましたので、通知します。

1 派遣対象者

2 派遣機関

備考

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

総社市長

住宅改修専門員派遣却下通知書

年 月 日付けで申請のあった住宅改修専門員の派遣について、次の理由により却下しましたので、通知します。

却下理由

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)